

スポーツ施設使用許可申請書

尼崎市立	学校長様	令和	年	月	日
団 体 名 .....					
責任者住所 .....					
氏 名 .....					
電 話 .....					
次のとおりスポーツ施設の使用を許可してください。					

使 用 施 設	○ 運 動 場 ○ 柔 剣 道 場	○ 体 育 館 ○ テニスコート
---------	----------------------	---------------------

使 用 日 時	令和 年 月 日 曜日
	午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで

使 用 目 的	○ 野球(軟式・準硬式)    ○ ソフトボール    ○ サッカー ○ テニス                    ○ バレーボール    ○ 卓 球 ○ バドミントン           ○ 柔 道            ○ 剣 道 ○ バスケットボール    ○ (                    )
---------	---

使 用 用 具	
---------	--

使 用 人 員	人
---------	---

誓 約 事 項	尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）を遵守し、暴力団排除に協力するため、尼崎市教育委員会事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第13条に基づき、以下のとおり誓約します。 <input type="checkbox"/> 本施設の利用や行為によって、暴力団を利することはありません。
---------	--

使用を許可します。	校 長	教 頭	係	許 可 認 印		
	受 付	令 和	年		月	日
	許 可	令 和	年		月	日

## スポーツ施設使用許可書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 団 体 名 _____ 責任者氏名 _____ 様 尼崎市立 _____ 学校長 ㊟ 次のとおり許可します。	
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 運 動 場 <input type="checkbox"/> 体 育 館 <input type="checkbox"/> 柔 剣 道 場 <input type="checkbox"/> テニスコート
使 用 日 時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日
	午 前 後 _____ 時 _____ 分から 午 前 後 _____ 時 _____ 分まで
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 野 球 (軟式・準硬式) <input type="checkbox"/> ソフトボール <input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> テ ニ ス <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> 卓 球 <input type="checkbox"/> バドミントン <input type="checkbox"/> 柔 道 <input type="checkbox"/> 剣 道 <input type="checkbox"/> バスケットボール <input type="checkbox"/> (                      )
使 用 用 具	
使 用 人 員	_____ 人
1 使用開始前に許可書を関係職員に提示してください。 2 使用者は、次の事項を守ってください。もし違反したときは、使用許可を取り消すことがあります。 (1) 使用を許可されないスポーツ施設及び学校施設(附属施設を含む。)を使用しないこと。 (2) 学校内の電話を使用しないこと(電話の呼び出しは取り次ぎません。) (3) 使用を終ったときは、直ちに清掃のうえ原状に回復し、その旨を関係職員に報告し点検を受けること。とくに食事の後始末を完全にし、空かん、空びん等を放置しないこと。 (4) 校内での飲酒はしないこと。 (5) 本施設の利用や行為によって暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)を利することがないこと。 3 使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは直ちにその損害を賠償しなければなりません。 4 学校管理上支障ができたときは、使用日時を変更し、又は使用許可を取り消すことがあります。 5 使用中に生じた一切の事故については、学校側は、その責任を負いません。 6 学校内に自動車を乗り入れたり、校門付近に駐車しないこと。 7 利用申請者や利用許可を受けた者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、条例第10条第3項において準用する第9条第2項の規定等に基づき警察署長へ意見を聴くことがあります。 8 学校が臨時休業となった場合、学校開放についても中止とします。 9 その他関係職員の指示に従ってください。	